

令和8年度シティ・プロモーションイベント出展等事業  
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

令和8年度シティ・プロモーションイベント出展等事業

(2) 業務の趣旨・目的

本プロポーザルは、本町が取り組むシティ・プロモーションの推進に向けて、本町の広報キャラクター「京町セイカ」を活用したプロモーションイベントへの出展等を実施するにあたり、各業務に関する一括した提案を受け、最も優れた企画力・発想力・業務遂行能力を持つ事業者を選定するために実施するものである。

(3) 業務期間

契約締結日～令和8年10月31日

(4) 業務内容

「企画提案仕様書」のとおり

(5) 委託上限額

3,012,000円（消費税及び地方消費税を含まない）

2. 参加資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。

(3) 物品等の供給（物品の製造の請負、売買、賃借及び印刷製本の業務をいう。）及び役務の提供に関する精華町入札参加資格を有していること。

(4) 企画提案募集に係る公告の日から優先交渉事業者の選定の日までの期間に、精華町又は京都府の指名停止措置を受けていないこと。なお、指名停止措置に至ったときは、必ず申し出ること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

- イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

### 3. 参加手続き

#### (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地  
精華町事業部商工推進室  
電話：0774-34-0234  
FAX：0774-95-3973  
電子メールアドレス：shoukou@town.seika.lg.jp

#### (2) 募集要領等の配布

- ア 配布期間：公募開始日から令和8年6月15日（月）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- イ 配布場所及び受付場所  
上記（1）の担当部署で配布するほか、町ホームページ内の本業務に係る記事からダウンロードできる。（<https://www.town.seika.kyoto.jp>）

#### (3) 参加申込書の提出方法

- ア 提出書類：「参加申込書」、「プロポーザル参加申込受付票」
- イ 提出期限：令和8年6月12日（金）から令和8年6月15日（月）まで  
※提出期限到来後に到着した提出書類は無効とする。
- ウ 提出場所：（1）に同じ。
- エ 提出方法：持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで。ただし正午から午後1時を除く）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内に必着）

#### 4. 質疑・回答

- (1) 受付期間：公募開始日から令和8年6月9日（水）午後5時必着まで
- (2) 質疑方法：持参又は、郵便、電子メールにより、3（1）へ提出すること。  
（郵便及び電子メールの場合は、提出時に電話にてその旨連絡すること。）
- (3) 質疑様式等：様式は任意とするが、次の点に留意して記載すること。
- ア 件名は「（1（1）の業務名）に関する質問」とすること。
- イ 質問者の会社名、部署名、担当者の役職・氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。
- ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
- (4) 回答方法：質問への回答は町ホームページ(<https://www.town.seika.kyoto.jp>)内の本業務に係る記事に掲示し、個別には回答しない。

#### 5. 企画提案書等の提出

##### (1) 提出書類

ア 企画提案書 4部

※A4版とし、様式ページ数は特に定めない。

※別添「企画提案仕様書」の業務内容に準じて項目ごとの企画内容、提案事項、スケジュール、人員配置等を図や表を用いて作成すること。

※以下の要件を満たす提案書を作成すること。

1. 提案概要・コンセプト
2. 業務工程表
3. 業務体制
4. 特記事項

イ 価格提案書（見積書） 1部

※内訳明細書（経費内訳がわかるもの）を添付すること。

※価格提案書は、消費税及び地方消費税を除く金額を記載すること。

※契約決定は、この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）により行う。

ウ 会社概要（会社パンフレットも可） 1部

エ 業務実績（様式は任意、会社パンフレットも可） 1部

オ 本町との取引実績書（様式は任意、契約年度及び業務名を記載のこと） 1部

## (2) 提出期限等

- ア 提出期限：令和8年6月22日（月）まで（午後5時【必着】）
- イ 提出場所：3（1）に同じ。
- ウ 提出方法：持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで、ただし正午から午後1時を除く）又は郵送（書留郵便に限る。）

## (3) 提出された応募書類の取扱い

- ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、精華町情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## 6. 評価方法等

### (1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

### (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。  
時間、場所については、別途通知する。

### (3) 評価方法

評価基準に基づいて、審査委員会による企画提案の内容・実施能力等に関する評価（以下「企画点」という。）及び価格に関する評価（以下「価格点」という。）を合計した総合評価点を比較し、審議のうえ優先交渉事業者を選定する。

### (4) 優先交渉事業者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、（3）の総合評価点が最も高い者を、契約の相手方としての優先交渉事業者として選定する。

#### イ 優先交渉事業者の選定

- ・総合評価点の最高得点者が複数生じた場合は、価格点が高い者を優先交渉事業者に決定する。なお、価格点も同点の場合については、当該者は、

当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を優先交渉事業者として選定する。

- ・提案者が1者の場合もプロポーザルは実施する。ただし、評価結果において企画点が最低基準を満たさない場合は、優先交渉事業者としない。

#### (5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書（見積書）の金額（消費税及び地方消費税を含まない）が1（5）の委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

### 7. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定結果を通知する。また、下記項目において町ホームページにおいて公表する。

#### (1) 公表事項

- ア 優先交渉事業者の名称及び総合評価点
- イ ア以外の参加者の名称及び総合評価点

※ア以外の参加者の名称は五十音順、総合評価点は点数順で表記する。

### 8. 契約手続

- (1) 選定した優先交渉事業者と町とが協議し、本業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結する。
- (2) 仕様書の内容は、提案された内容が基本となり、契約額は、原則として価格提案書（見積書）の金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）によるものとするが、優先交渉事業者と町との協議により必要に応じて内容を変更したうえで、委託上限額金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の範囲内で契約を締結するため、契約額は価格提案書（見積書）の金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）と同じになるとは限らない。業務内容の変更、業務量の増減

